

## 第2節 快適な都市環境の創造

### 1 ヒートアイランド\*対策の推進

#### (1) 大阪市ヒートアイランド対策推進計画

ヒートアイランド現象は長期にわたる都市化が要因となっており、これを抑制するには様々な対策を長期間にわたって実施する必要があります。そのため、大阪市では、平成17年3月に「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、「平成32年度（2020年度）までの15年間に、年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止めること」を目標に掲げ、対策を推進し

ています。

#### ① 施策の実施状況

表2-1-1に示すように、建築物や屋上の緑化促進、学校内の緑化、保水性舗装\*の実施、ミスト散布の実証実験、ヒートアイランドモニタリング\*調査など、関係各局が連携して取り組んでいるほか、環境科学研究所や大阪市立大学等の研究機関などと調査研究を実施しています。

表2-1-1 ヒートアイランド対策にかかる主な施策（平成21年度）

施策名	取組概要	実績	担当局
民間建築物の屋上緑化等の誘導	「建築物に付属する緑化指導指針」により、民間建築物の屋上緑化等の推進を図っている。	計画件数 24件	計画調整局
	また、大規模建築物の事前協議の機会に屋上緑化等の設置を指導している。	計画面積 約3,000㎡ (屋上緑化に係るもの)	計画調整局 ゆとりとみどり 振興局
緑化施設整備計画認定制度	都市緑地法に基づき、一定の条件を満たす建築物の敷地内の緑化施設整備計画を市長が認定し、支援する制度を施行している。	認定件数 なし	ゆとりとみどり 振興局
民間の屋上緑化などへの助成制度	民間の屋上緑化などの植栽整備費等を対象に、助成制度を実施している。	助成件数 58件	
公共建築物の屋上緑化の推進	「公共建築物の屋上緑化設計指針」を活用し、公共建築物における屋上緑化を推進している。	適用件数 1件	都市整備局
屋上緑化容積ボーナス制度の運用	総合設計制度を適用した建築物で、屋上に緑化を行う場合は、緑化部分の面積に応じて、容積率を割り増しする屋上緑化容積ボーナス制度を施行している。	適用件数 1件 適用面積 約254㎡	計画調整局
快適で環境にやさしい建築物の誘導	CASBEE*大阪（大阪市建築物総合環境評価制度）により、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図っている。	届出件数 54件 公表件数 83件	
保水性舗装の促進	地域の生活に密着した歩道や車道に保水性舗装を実施している。	整備延長 約11.8km	建設局
水道水のみスト散布によるヒートアイランド対策事業	モデル事業として、市役所本庁舎周辺等でミスト散布を行ったほか、水道料金を減免する導入サポート制度を実施した。	実施箇所数 10箇所 導入サポート 制度適用件数 19件	水道局

施策名	取組概要	実績	担当局
学校運動場の芝生化	運動場の芝生の維持管理に係る経費について補助を実施した。	実施校数 9校	教育委員会 事務局
市設建築物の省エネルギー化	「既存市設建築物省エネルギー化基本方針」に基づき、ESCO事業*等による省エネルギー化を推進している。	事業者公募 5件 工事実施 1件 事業実施 1件	都市整備局 各施設所管局
ヒートアイランドモニタリング調査	小学校の百葉箱などを活用して夏期の気温測定を実施し、地域特性の把握に努めている。また、運動場の芝生化を実施した小学校で環境学習会を開催している。	気温観測 60地点 環境学習会 2校で開催	環境局 健康福祉局
「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム（大阪HITEC）」への参画	ヒートアイランド対策技術について、各主体間の情報交換や対策技術の開発・普及や効果的・効率的な対策推進等に関し、本市も含め、産・官・学・民が連携・協力を行っている。	ワーキンググループに参加	環境局
「風の道*」モデル事業の実施	大阪湾から吹く冷涼な海風を涼しいまま都心部へ誘導するため、長堀通において、道路への散水、緑化の推進、遮熱性舗装、環境調査を実施している。	散水 10回 緑化 中高木85本、 低木等 約10,800株 遮熱性舗装 延長200m	環境局 ゆとりとみどり 振興局  建設局
公共施設での緑のカーテン・カーペット*づくり	市役所屋上や区役所、学校などの身近な公共施設において、つる性植物による緑のカーテン・カーペットづくりを実施し、市民・事業者の建物緑化に対する取組み意識の向上を図っている。	実施施設数 104施設	環境局 ゆとりとみどり 振興局 教育委員会 事務局 城東区役所

## (2) 「大阪打ち水大作戦」の実施

ヒートアイランド対策についての普及啓発事業の一環として、市内各所で市民、事業者との協働による「大阪打ち水大作戦」を実施しています。

この「大阪打ち水大作戦」では、下水の高度処理\*水を有効利用しています。

身近な取組みである打ち水などの普及拡大を進め、ヒートアイランド現象の緩和に向けた全市的なムーブメントの創出を図っていきます。



大阪市役所周辺における打ち水

表2-1-2 大阪打ち水大作戦2009

## 実施内容（市民等との協働による打ち水）

	タイトル	実施日時・期間	実施場所	主な参加者
1	西梅田打ち水プロジェクト2009	7月24日（金） 午後6時から	ブリーゼタワー北側周辺	株式会社サンケイビル、阪急阪神ビルマネジメント株式会社、西梅田地区企業の皆様
2	鶴見区・緑連合盆踊りでの打ち水	7月24日（金）、 25日（土） 午後7時から	花博記念公園コミュニティグラウンド	盆踊り参加者の皆様
3	淀川区・夢ちゃん打ち水大作戦	7月28日（火） 午後3時から	淀川区役所周辺	淀川区地域女性団体協議会の皆様
4	鶴見区・榎本地区打ち水大作戦	7月29日（水） 午後4時から	JR放出駅周辺及び榎本地区全域	鶴見区榎本社会福祉協議会、榎本連合振興町会、榎本女性会、榎本子供会の皆様
5	城東区・緑のカーテンづくり隊の皆様による打ち水	7月29日（水） 午後2時から	城東区役所南側	緑のカーテンづくり隊参加者の皆様
6	なんばで打ち水 ～なんばを冷やそう！～	8月1日（土） 午前11時から	戎橋周辺及びマルイ・高島屋前	戎橋筋商店街振興組合、なんばマルイ、高島屋の皆様
7	福島区打ち水大作戦2009スタートイベント	8月1日（土） 午後4時から	福島区聖天通商店街	福島区未来わがまち会議、福島区聖天通商店街の皆様
8	港区民まつりにおける打ち水	8月1日（土） 午後6時30分から	港区民まつり会場（八幡屋公園多目的広場）	区民まつり参加者の皆様
9	鶴見区・榎本連合盆踊りでの打ち水	8月1日（土）、 2日（日） 午後7時から	榎本小学校校庭	盆踊り参加者の皆様
10	鶴見区・茨田西連合盆踊りでの打ち水	8月1日（土）、 2日（日） 午後7時から	茨田西小学校校庭	盆踊り参加者の皆様
11	鶴見区・横堤連合盆踊りでの打ち水	8月1日（土）、 2日（日） 午後7時から	横堤小学校校庭	盆踊り参加者の皆様
12	東成区民まつりにおける打ち水	8月2日（日） 午後3時30分から	東成区民まつり会場（東中本公園）	区民まつり参加者の皆様
13	此花区まちづくり会議による打ち水（高見地区）	8月3日（月） 午前11時から	高見老人憩の家前付近	高見女性会の皆様
14	旭区・国道筋商店街での打ち水	8月3日（月） 午後2時から	旭区国道筋商店街	国道筋商店街の皆様
15	旭区・旭通り商店街での打ち水	8月3日（月） 午後4時から	旭区旭通り商店街	旭通り商店街の皆様
16	旭区・赤三商栄会、城北商店街での打ち水	8月3日（月） 午後4時から	旭区赤三商栄会、城北商店街	赤三商栄会、城北商店街の皆様

	タイトル	実施日時・期間	実施場所	主な参加者
17	此花区まちづくり会議による打ち水（区役所周辺）	8月4日（火） 午後3時30分から	此花区役所周辺	此花区地域女性団体協議会の皆様
18	鶴見区役所周辺での打ち水	8月4日（火） 午後5時から	鶴見区役所周辺	周辺区民の皆様
19	此花区まちづくり会議による打ち水（梅香地区）	8月7日（金） 午後6時から	梅香東公園	梅香地区の皆様
20	鶴見区・鶴見、鶴見北連合盆踊りでの打ち水	8月7日（金）、 8日（土） 午後7時から	鶴見南小学校校庭	盆踊り参加者の皆様
21	鶴見区・今津連合盆踊りでの打ち水	8月7日（金）、 8日（土） 午後7時から	今津小学校校庭	盆踊り参加者の皆様
22	鶴見区・茨田南連合盆踊りでの打ち水	8月7日（金）、 8日（土） 午後7時から	茨田南小学校校庭	盆踊り参加者の皆様
23	鶴見区・茨田連合盆踊りでの打ち水	8月7日（金）、 8日（土） 午後7時から	中徳公園	盆踊り参加者の皆様
24	鶴見区・茨田北連合盆踊りでの打ち水	8月7日（金）、 8日（土） 午後7時から	茨田北小学校第2グラウンド	盆踊り参加者の皆様
25	此花区まちづくり会議による打ち水（高見地区）	8月14日（金） 午後5時30分から	高見小学校	高見地区の皆様
26	中央区打ち水大作戦2009	8月18日（火） 午後1時30分から	中央区役所庁舎前	中央区地域女性団体協議会の皆様
27	此花区まちづくり会議による打ち水（桜島地区）	8月21日（金） 午後6時30分から	桜島多目的運動場	桜島地区の皆様
28	ふえすた・なかのしま・823「大阪中之島・打ち水大作戦」	8月23日（日） 正午、午後3時30分から	大阪市中央公会堂前	毎日新聞社、水都大阪2009実行委員会、大阪21世紀協会、ふえすた参加者の皆様
29	此花区まちづくり会議による打ち水（西島地区）	8月23日（日） 午後6時から	西島小学校	西島地区の皆様
30	都島区地域女性団体協議会の打ち水	8月27日（木） 午前10時30分から	都島区役所周辺	都島区地域女性団体協議会の皆様
31	此花区まちづくり会議による打ち水（伝法地区）	8月28日（金） 午後6時から	伝法コミュニティ広場	伝法地区の皆様
32	此花区まちづくり会議による打ち水（区民まつり）	9月6日（日） 午後12時30分から	此花区民まつり会場（西九条コミュニティ広場）	区民まつり参加者の皆様
33	天王寺区民まつりにおける打ち水	9月13日（日） 午後1時30分から	天王寺区民まつり会場（五条公園）	天王寺区地域女性団体協議会、区民まつり参加者の皆様

## 2 花・緑、水辺空間

### (1) 公園緑地の整備

公園緑地は、うるおいのある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド\*現象の緩和など都市環境の改善に寄与し、災害時に避難場所となるとともに、市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

大阪市において、公園緑地の整備を施策の重点目標として強力に推進してきており、その結果、20年前の平成2年には、813か所、771.4ha、市民1人あたりの公園面積2.93㎡であったところを、平成22年4月現在979か所、936.4 ha、市民1人あたりの公園面積3.52㎡に至るまで公園緑地の整備を実施しました。(表2-2-1)

公園整備については、大阪市緑の基本計画により、市民に身近な住区基幹公園の整備とともに大阪城公園等の都市基幹公園等の整備を進めています。(図2-2-1)

図2-2-1 市内の主な公園

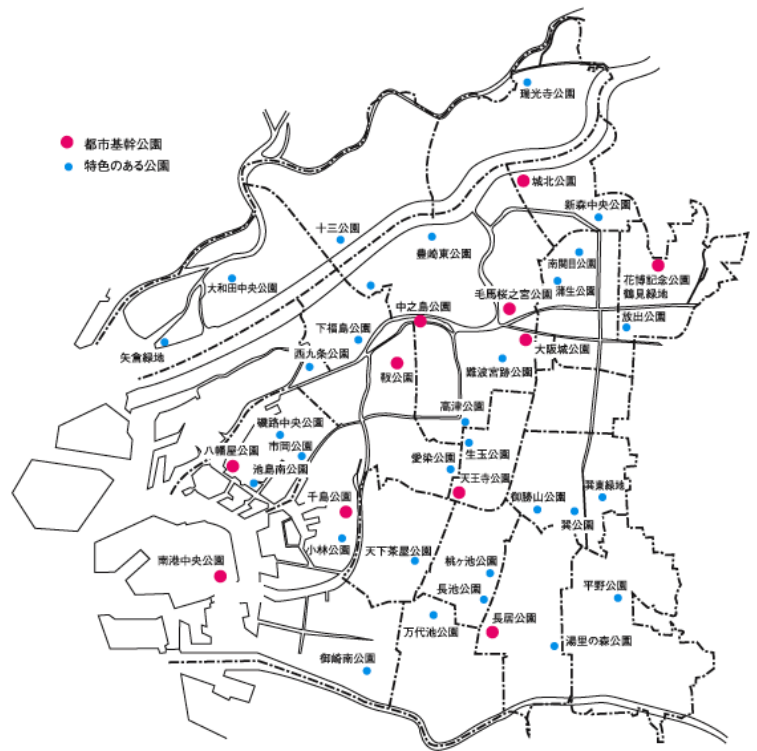


表2-2-1 大阪市の都市公園の推移

区分 年月	大阪市営公園				国・府営公園を含めた場合			
	公園数 (か所)	公園面積 (ha)	市民一人当 りの面積 (㎡)	行政面積に 対する割合 (%)	公園数 (か所)	公園面積 (ha)	市民一人当 りの面積 (㎡)	行政面積に 対する割合 (%)
平成2年4月	809	697.5	2.65	3.17	813	771.4	2.93	3.50
平成7年4月	848	759.6	2.95	3.45	852	835.8	3.25	3.79
平成12年4月	904	809.0	3.12	3.66	908	885.2	3.41	4.00
平成17年4月	951	844.5	3.21	3.80	955	921.8	3.50	4.15
平成22年4月	975	859.1	3.23	3.86	979	936.4	3.52	4.21

#### ① 都市基幹公園等大規模な公園の整備

現在、都市基幹公園等の大規模な公園については、大阪城公園などで整備を進めており、整備状

況は表2-2-2のとおりです。

表2-2-2 都市基幹公園等の整備 (平成22年4月1日現在)

公園名	都市計画 決定面積 (A) ha	開設面積 (B) ha	整備状況 (B/A) %	備 考
中之島公園	11.5	10.6	92.2	中之島 (90,885㎡)、堂島 (2,798㎡)、西天満若松浜 (1,376㎡)、天満橋緑道 (6,235㎡)、中之島緑道 (4,396㎡)
毛馬桜之宮公園	32.3	32.4	100	南天満 (21,430㎡)、毛馬 (65,466㎡)、桜之宮 (227,351㎡)、蕪村 (9,982㎡)
大阪城公園	108.7	105.6	97.1	
靱公園	9.7	9.7	100	
八幡屋公園	12.4	12.4	100	
千島公園	11.2	11.2	100	
天王寺公園	28.2	26.0	92.2	
城北公園	20.8	10.3	49.5	城北 (95,207㎡)、城北緑道 (8,263㎡)
鶴見緑地	161.92	119.9	74.0	鶴見緑地 (1,196,058㎡)、古市北 (1,284㎡)、緑第一 (1,418㎡)、横堤北 (266㎡)
南港中央公園	21.2	20.9	98.6	
長居公園	70.5	65.7	93.2	
(淀川河川公園)	253.2	52.7	20.8	国営公園、大阪域分のみ

## ② 住区基幹公園の整備

大阪市においては、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備について新規造成及び公園の改良を進めています。

平成21年度には、4か所の新規造成と、リフレッシュ等による公園の改良を実施しました。

公園の主な改良等の内容は次のとおりです。

### ア. 公園のリフレッシュ計画

10年以上前に建設された街区公園を対象に地域住民の生活環境やニーズ、また、都市環境に合わせて施設内容を改良しています。

#### イ. みちばた広場

歩行者が楽しく安全に通行できるような歩行者専用道などと接している公園の外周棚を取り除き、道路と公園が一体となった解放感のある公園に改良しています。

このほか、児童遊戯コーナーの充実整備、ひとにやさしいまちづくりの推進に伴う公園施設の改良等を実施しています。

#### ウ. 地域の森づくり

市民に身近な街区公園を中心にして、緑のもつ機能をより効果的に発揮させるため、森としてのイメージがわくように大木を植栽し、緑の質と量の向上を図っています。

## ③ 公共施設を活用した公園緑地等の整備

公共施設の上部空間は、過密化した市内において、うるおいのある空間を創りだす上で貴重な都市空間です。公園緑地の整備の推進と土地の有効利用を図る目的で、下水処理場や配水場などの公共施設の上部を利用し、公園緑地等として整備するもので、異配水場の上部を活用した異東緑地に続き、十八条下水処理場の上部を利用した十八条東公園を開設しています。

また、放出下水処理場では、せせらぎや芝生広場とともに、市民が利用できる農園を整備しています。

### (2) 緑化の推進

#### ① 公共空間の緑化

##### ア. 公共空間の緑化

公園や道路、公共施設の緑化を推進するとともに、市民参画・協働により、まちに花を飾るなど、官民一体となって花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

##### (7) 単位区整備の推進

地域ふれあい緑化事業

##### (4) 緑の都市軸整備

街路緑化、護岸緑化

##### (5) 緑の都市環境整備



公園雑草対策

(エ) 公共空間の花飾り

公園・街路・公共施設の花飾り

種から育てる地域の花づくり

(オ) 樹木保全事業

樹木の育成及び保全、緑のリサイクル事業

イ. 学校施設の緑化

児童、生徒の健康保持・増進を図るとともに豊かな情操の育成に役立てるため、学校敷地内への植樹を行っています。

② 市民・事業者との連携による緑化

ア. まちの緑化

(ア) 敷地・生け垣等緑化、建造物緑化への助成

住宅や事務所など民間建造物の屋上や壁面、公共道路に面した敷地を、緑あふれるスペースにしようするため、大阪市が緑化費用の一部を助成しています。

助成対象は植栽費及び屋上緑化の基礎整備費で、助成額は経費の1/2～1/6以内で、限度額は100万円～30万円です。

(イ) 未来樹づくり協定

市民と協力して、将来まちのシンボルとなるような常緑の高木を、幹線道路やこれに準じた道路に面した敷地に植え、育てていくもので、大阪市が植樹、施肥、病虫害駆除、剪定などを行い、地域の皆さんで水やり、除草、清掃などの維持管理を行っていただいています。

(ウ) 貴重な緑の保全育成への助成

保存樹や保存樹林など、貴重な緑を後世まで大切に守っていくために、大阪市が剪定等保全育成に必要な費用の一部を助成しています。

助成金は経費の1/2以内で、限度額は50万円です。（保存樹等には指定基準があります。）

イ. ひとの緑化

(ア) 緑化リーダー・グリーンコーディネーターの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで

円滑に推進していただくために、緑化への知識と熱意を持ち、率先して緑化活動にあたる緑化リーダーの育成に取り組んでいます。

緑化リーダーは、講習会などを通じて花と緑に関する知識や技術を身につけ、地域に花と緑のまちづくりの輪を育てる活動を続けています。また、緑化リーダー認証者の中から、さらに専門的な知識等を身につけ、地域緑化のニーズに応えられる人材としてグリーンコーディネーターの育成に取り組んでいます。

(イ) 花と緑の絵画・ポスターコンクール

将来を担う子供たち（小・中・高）に花と緑に関心を持っていただくために行っているコンクールで、毎年7月上旬から9月中旬に作品を募集しています。

(ウ) ひとり・ふたり・みどり緑花コンクール

花と緑のまちづくりを推進するために花や花器などで建物のまわりや窓辺に花飾りをしていただくコンクールで、毎年10月中旬から翌年2月下旬に募集しています。

第19回ひとり・ふたり・みどり緑花コンクール団体の部（市長賞）



③ 農地の保全

生産緑地地区を対象に、市街化区域内の農地の緑地機能に着目して、農業などと調和した都市環境の保全と良好な都市環境の創造に役立つ農地の保全を進めています。

大阪市では、生産緑地地区として、現在585地区、約86haを指定しています。

また、市内における貴重な農地の有効活用を

図るため「土と親しみ花や野菜を育てる場がほしい」との市民ニーズに対応して、平成22年4月1日現在、設置か所27か所・1,095区画・面積34,551m<sup>2</sup>の市民農園を（財）大阪市農業センターを通じて運営しています。

### （3）水辺空間の創造

#### ① 新・水の都大阪 グランドデザイン

「新・水の都大阪 グランドデザイン」に基づき、水の持つ様々な機能を活用して、海辺や河川地域において魅力ある水辺空間の整備を進めるとともに、「せせらぎ」など親水空間の創出を図っています。

#### ② 河川親水空間の整備

道頓堀川や淀川などにおいて、親水堤防や公園緑地等、河川地域の親水空間を創出し、魅力ある水辺整備を図っています。

##### ア．道頓堀川、城北川の整備

道頓堀川は、都心南部に残された貴重な水辺空間であり、「うるおい」や「安らぎ」といった「川」が本来有する機能を活かすために川沿いに遊歩道を整備し、「川」を軸とした水辺に開かれた沿川空間の形成を図っていきます。

また、城北川においては、大阪市東部の治水対策として、大雨時の寝屋川の洪水を大川へ分流するため、護岸の改修等を行っています。また、治水対策効果の高い橋梁の改善を実施しながら、それらと一体的に環境整備を実施します。

道頓堀川



#### イ．淀川河川公園、大和川公園の整備

淀川河川公園は、昭和47年以降、国の事業として実施されているもので、施設整備と維持管理について、大阪市域分の経費を負担し、市内の国営公園の整備促進と公園の良好な維持管理を図り、市民の快適な利用に供するものです。

淀川の両岸において、自然環境保全・再生ゾーン、水辺環境保全・再生ゾーン、多目的利用ゾーンの3つのゾーニングを設定し公園整備を行うもので、本市域内の計画面積253.2haのうち52.7haを開設しています。

大和川公園は、住之江区から東住吉区に至る河川敷を主とする計画面積43.8haの風致公園として計画決定しています。昭和49年度より住区基幹公園として順次開設し、その区域を拡大し一体の公園とするため、整備を進めています。

#### ③ 港湾地域の整備

臨海部において、緑地や親水堤防等を整備するなど海辺の魅力の向上を図っています。

##### ア．舞洲緑地

舞洲緑地は、市民の健康増進やスポーツ・レクリエーション需要に対応するため舞洲において計画を進めているスポーツアイランド計画の中核となる施設であり、芝生広場、シーサイドプロムナード等の施設を整備し、平成10年度より供用を開始しました。（面積約13ha）

##### イ．舞洲緑道

舞洲緑道は、新しい水の都づくりを進めるため、臨海部での水辺環境の整備の一環として、舞洲のスポーツアイランドに計画している人工磯を中心に、ジョギング・サイクリングコース、展望広場、背後の修景緑地等で構成し、緑豊かなアメニティの高い水辺空間を形成しています。

人工磯には、防波堤撤去工事により発生した石材を再利用し、資源の有効活用を図っています。また、背後の修景緑地に、エコロジー緑化による植栽手法を導入し、自然に近い樹林の形成を進め



ています。

平成10年度より、人工磯約1 kmを含む供用を開始しました。（面積約8.5ha）

#### 人工磯



### ウ. 臨港緑地整備の推進

自然環境の保全を図り、水域の利用や恵まれた眺望等ウォーターフロントの特性を生かして、市民や港で働く人々、港を訪れる人々が自然と接し、憩い、集える緑地整備を進めています。

#### ◇大阪南港野鳥園



南港野鳥園は、大阪港における良好な環境の保全に資するとともに、野鳥観察を通じて市民に海浜部の自然とのふれあいの場を提供することを目的に昭和58年に設置した施設で面積は約19.3haです。南港を中心とする一帯は、シギ・チドリをはじめ、ガン・カモ類など渡り鳥の生息地の一つであり、飛来鳥類は年間150種に及び、これらの野鳥にとって国際的にも重要な生息地となっているとして、平成18年に「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業）重要生息地ネットワーク」へ登録されています。

また、生物多様性\*保全の観点から、環境省に

より「日本の重要湿地500」に選定されています。

◇ コスモスクエア海浜緑地

◇ 中央突堤臨港緑地

◇ 此花西部臨港緑地

◇ 海辺の親水堤防（港区海岸通2丁目付近）

◇ 矢倉地区の親水緑地

### ④ 下水処理水を利用した修景施設の整備

大阪市では、快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めています。

下水処理水は、都市の貴重な水資源であり、下水処理場内で再利用するだけでなく、「せせらぎ」などに利用することで、都市に美しい水辺空間を創造し、人々にうるおいと安らぎを提供しています。

既に、東住吉区の今川、住吉区の細江川に高度処理水を送水し、「せせらぎ」を復活させるとともに、大阪城の濠の水源として高度処理水を利用しています。また、平野、中浜、海老江、大野、放出、市岡、千島下水処理場内では、高度処理水などを、舞洲スラッジセンター、住之江抽水所では雨水を水源として「せせらぎ」のある修景施設を完成させています。

#### 舞洲スラッジセンターのせせらぎ



### 3 都市景観

#### (1) 美しいまちなみの整備

##### ① 都市景観の形成

平成16年6月に公布された景観法（※）の諸制度を効果的に活用し、よりきめ細かな対応ができるよう、景観法に基づき、市域全域を対象とした「大阪市景観計画」を策定し、景観法を活用した景観施策の推進を図っています。

※ 景観法…我が国初めての景観についての総合的な法律で、都市等における良好な景観の形成を促進するため、その基本理念及び行政・事業者・住民の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における行為制限などの所要の措置を定めている。

##### ② 「建築美観誘導制度」

昭和57年度より、市民に親しまれ、訪れる機会も多い都心部の主要な街路沿いの地区を建築美観誘導地区に指定し、それぞれの地区にふさわしい誘導基準を定めて、建物を建築する際に、事前に建築主と大阪市が協議して、美しく個性的な都市景観を作っていくものです。

平成21年度協議件数 82件

##### ③ 表彰制度

「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」

良好な都市景観形成のための施策の一環として、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建築物やまちなみを表彰するもので、昭和56年度から大阪府、（社）大阪府建築士会と共催で行っています。（表2-3-1参照）

平成21年度表彰作品 8件

キャナルテラス堀江（大阪市長賞）



表2-3-1 第29回大阪都市景観建築賞  
(愛称 大阪まちなみ賞) 入賞作品

賞区分	作品名	所在地	完成年月
大阪府知事賞	淀屋橋odona	大阪府中央区北浜4-3-1、今橋4-1-1	2008年2月
大阪市長賞	キャナルテラス堀江	大阪府西区南堀江1-5-26	2008年6月
大阪府建築士会長賞	田島大阪ビル	大阪府西区京町堀1-10-5	2008年8月
緑化賞	ほたるまち	大阪府福島区福島1-1-30、1-1-8他	A街区：2008年1月 B街区：2008年4月
奨励賞	桜保育園	大阪府箕面市桜2丁目15-14	2008年2月
	I NAX大阪ビル	大阪府西区新町1-7-1	2007年12月
	千趣会新本社ビル	大阪府北区同心1-8-9	2008年6月
特別賞	ルポンドシエルビル	大阪府中央区北浜東6-9	2007年9月

#### (2) 楽しく歩けるみちづくり

##### ① ゆずり葉の道

ゆずり葉の道では、植樹帯を設置し、車道をジグザグ状にし、通過交通量や走行速度を抑制することにより、歩行者の交通安全を図っています。また、カラー舗装や植樹により、快適な歩行空間を確保します。

平成21年度までに、大阪市内で約350路線、約121kmを整備しました。

##### ゆずり葉の道（東淀川区）



##### ② 電線類の地中化

電線類の地中化は、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、高度情報化社会のための基盤整備を主目的に推進し

ています。

昭和61年度からスタートした電線類の地中化整備延長は、平成22年3月末現在で約291km(直轄国道含むのべ延長)です。

国土交通省の「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、今後も市内幹線道路等を対象として、順次整備を図っていきます。



### ③ 御堂筋彫刻ストリート

広く市民に愛されている御堂筋において、優れた都市景観と芸術・文化的要素を創出するため、彫刻ストリートの整備を進めています。彫刻は寄贈を受けて、平成4年度から設置を開始し、現在29体(うち1体は、建物建替え工事に伴い一時撤去中)が設置されています。引き続き、彫刻の寄贈に伴い事業の推進を図ります。

#### (3) まちの美化啓発活動の推進

##### ① ポイ捨て防止キャンペーン等の実施

###### ア. ポイ捨て防止キャンペーン

市民及び市内流入者に美化意識の向上及び浸透を図るため、ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

###### イ. ノーポイモデルゾーン(ポイ捨て防止推進モデル地区)

平成5年4月1日から施行している「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の

清潔保持に関する条例」において「清潔保持推進区域」(ノーポイモデルゾーン)を指定することとしており、市内の繁華街・ターミナル等にノーポイモデルゾーンを設定しています。(平成16年10月からは全区にノーポイモデルゾーンを設定)

###### ウ. 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、地域や事業所の周辺で行われている市民運動やボランティアによる一斉清掃活動の輪をさらに広めるため、各種団体等に一斉清掃の取組みを呼びかけています。

###### エ. 美フレッシュ大阪月間

全国的に環境保全と公衆衛生の向上が図られる「環境衛生週間」に合わせ、大阪市では9月を「美フレッシュ大阪月間」と定めており、美化運動功労者等の表彰、各種イベントやキャンペーンの実施等、美化推進事業の取組強化を図っています。

###### オ. 大阪市一斉清掃「クリーンおおさか」の開催

市民・事業者・大阪市が一体となって市内を一斉に清掃する大阪市一斉清掃を毎年11月に7日間にわたり開催しています。

平成21年度参加者数：約200,000人

###### カ. 「まち美化パートナー制度」の実施

平成12年10月から、大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。この制度は、大阪市が定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などの支援を行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出するもので、平成16年10月からは全区に拡大して「まち美化パートナー制度」を実施しています。



## ② 清掃ボランティア活動の活性化

### ア. まちの美化運動功労者表彰

清掃ボランティアの方々の長年にわたる尽力に感謝し、一層の協力を得て清掃ボランティア活動の育成・活性化を図るため、昭和57年度から美化運動功労者表彰を実施しています。

### イ. 清掃ボランティア団体に対する清掃用具の交付

清掃ボランティア団体に清掃用具を交付し、活動のより一層の活性化を図っています。

### ウ. 清掃ボランティアの集いの開催

清掃ボランティア団体相互の連携と交流を図り、活動の活性化を促すため、清掃活動報告や美化講演を内容とした清掃ボランティアの集いを開催しています。

## ③ ポイ捨て防止条例

(正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例 平成7年9月29日公布)

APEC大阪会議の開催を契機として平成7年11月1日からポイ捨て防止条例を施行し、市民、事業者、大阪市の協力を得て国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務づけ、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、最終的には氏名公表がある旨規定しています。

また、まちの美化を損なう違反状態がある場合の公共の場所の管理者に対する適正管理の要請、関係法令中の刑罰法規に対する悪質な違反がある場合は、捜査機関へ当該刑罰法規を適用するよう要請を行うことも規定し、まちの美化に対しての大阪市の決意を示しています。

## ④ 路上喫煙対策事業

道路や公園など公共の場所での喫煙は、副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷、

火の不始末による火災、吸殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されています。

そのため、大阪市では、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙を防止し、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

7月には御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定するとともに10月からは、「禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を科しています。(平成22年5月末26,866件)

また、条例では、「禁止地区」以外でも、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう努力義務を課しています。

平成20年度からは、さらに全市域での取組みとして、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を立ち上げ活動を開始しました。

この制度は市民団体や事業者団体のみなさんが主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、大阪市の支援し協働することにより、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める取り組みで、現在42団体が活動しています。



## 4 歴史遺産と自然環境

### (1) 歴史・文化資源の保存と活用

#### ① 史跡連絡遊歩道（歴史の散歩道）・旧街道・坂道の整備

大阪は古くから政治・文化の中心として栄え、数多くの史跡や文化遺産が点在しています。また、大阪の繁栄を支えた旧街道・坂道は個性的な景観を今なお残しています。これらの史跡などと周辺の景観を楽しみながら散策できるみちづくりとして、史跡連絡遊歩道（歴史の散歩道）・旧街道・坂道の整備を行っています。

（平成21年度末実績）

- ・史跡連絡遊歩道：5コース 約50km
- ・旧街道：7街道 約15km
- ・坂道：21か所

#### ② 難波宮跡の整備

難波宮跡は、昭和29年から始まった発掘調査によって、大極殿、大極殿院回廊、大安殿の遺構が相次いで発見され、その中枢部にあたる内裏・朝堂院の様相がほぼ明らかにされ、昭和39年に史跡に指定されました。

史跡公園として往古の歴史的環境を再現して、広く市民の利用に供することを長期ビジョンに、保存と活用に取り組んでいます。

#### ③ 中央公会堂の保存・活用、泉布観地区の整備

中央公会堂は、大阪のシンボルとして、平成14年度に保存・再生工事を完了し、国の重要文化財にも指定され、市民の文化・芸術活動などに広く利用されています。

また、泉布観は明治4年に完成した大阪で最古の洋風建築で、昭和32年には国の重要文化財に指定されましたが、建物の老朽化や傷みが進んでいるため、平成21年に募った「ふるさと納税制度」を活用した寄付金等をもとに外観補修・敷地整備を行い、敷地内の旧桜宮公会堂も含めた「泉布観地区」の再生・活用に取り組みます。

中央公会堂



### (2) 自然環境の保全と創造

#### ① 身近な自然との触れ合いの場の提供

自然体験観察園では、自然環境の大切さや生態系が学習できるフィールドとして、農事体験や自然観察会など実施しています。（第2部 第3章第4 第1節環境コミュニケーションの推進 P114参照）

#### ② 動植物・生態系の保護

##### ア. 無農薬除草

公園には、たくさんの植物と共に数多くの雑草類も生えてきます。

従来は雑草類の刈り取り時に、除草剤も併用した雑草対策を実施していましたが、平成7年4月からは除草剤を使用しない公園管理を行うことにより、人と環境にやさしい公園づくりを行っています。

##### イ. 特別緑地保全地区

遺跡等の文化的意義、風致、景観の面において、良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため定める地区であり、大阪市では、平成5年に加賀屋特別緑地保全地区、約0.5haを指定しています。

#### ③ 動植物・生態系の生息・生育状況の把握

##### ◇ 大阪市内河川魚類生息状況調査

市内河川を対象に、魚類生息状況調査を平成3年度から5年毎に実施しており、魚類の生息状況を通して水環境の評価を行っています。（第2部 第3章 第1節 3水環境 P43参照）